

## (参考) その他電話で寄せられた意見

【電話による意見 (平成 26 年 7 月 17 日)】

※ 市の権限に属さない事項は住民投票の対象とすべきではないという立場からの意見

「市の権限に属さない事項」を対象として住民投票が行われた場合、例えば「その事案は既に住民投票で結論が出されているのであるから、反対しても無駄である。」というようになる。「市の権限に属さない事項」の規定を除外規定として置かないことにより、結果として、市民団体の活動を制約することとなる。市民団体の活動を結果として制約するような制度（市の権限に属さない事項についても住民投票が可能となる制度）を導入するのはいかがなものか。住民投票の結果により、市民団体の活動を制約することとなる制度の導入にあり方については疑問である。市の権限に属さない事項を住民投票の対象とすれば、市民団体の活動は制約される可能性が高い。市民活動に過度にプレッシャーをかけることとなる。

現在の市民自治推進会議では、「市の権限に属さない事項」に該当するのかどうかのみの内向きの議論ばかりが行われていることが問題である。住民投票の結果が及ぼす市民活動への影響をどのように考えるべきかといった視点からの議論が欠落している。住民投票制度を導入することにより、どのようなまちにしていくのかということ。市民自治推進会議では住民投票の対象を広げるべきとの発言が多いが、そのことによる影響（市民団体の活動が制約されるおそれがあること）についても十分に検討した上で、結論を出すべきである。

市民自治推進会議の議論では、住民投票についての本質的な議論が欠落しているのではないかと。本質論を議論すべきである。市の権限に属さない事項について住民投票の対象とすることにより、例えば「(その事案に)賛成である。」といった住民投票の結果が出されたものについては、反対側の市民団体の活動が事実上制約されるおそれがあることを危惧する。

市民が行う活動にどのような影響を与えるかについても議論すべき。市民が行う活動を制約する制度導入であるべきではない。

対象事項については、「広いことが良い。」ということだけではなく、それを対象とした場合の市民が行う活動への影響も十分に考慮すべき。